

社会福祉法人美保里福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人美保里福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは別表1に基づきそれぞれの報酬を支払う。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払う。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の監事監査等に出席した時は、別表2により報酬を支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 役員等が、理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。

2 常勤役員を置く場合は、別途評議員会に諮り、報酬額を定める。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、美保里福祉会職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。ただし、日当は5,000円とする。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は現金により本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第8条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規定を適用しない。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は令和1年6月25日より施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5,000円(源泉所得税控除後額)
評議員会出席報酬	5,000円(源泉所得税控除後額)

別表2 (日額)

名 称	報 酬
監事監査指導報酬	5,000円(源泉所得税控除後額)

別表3 (日額)

名 称	報 酬
役員等業務報酬	5,000円(源泉所得税控除後額)